

1971年第28回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 7月6日(第11日目) 午前10時30分開議
午後5時37分閉会

2. 出席議員(→名)

| | |
|-----------|------------|
| 1番 伊佐徳次郎 | 2番 島 徳吉 |
| 3番 大川正雄 | 4番 天久盛堆 |
| 5番 宮城正光 | 6番 福仁正 |
| 7番 宮城仁政 | 8番 又吉正弘 |
| 9番 宮里敏行 | 10番 比嘉守盛 |
| 11番 安次富盛信 | 12番 崎間正篤 |
| 13番 棚原謙信 | 14番 仲村春信 |
| 15番 山本朝保 | 16番 武島行男 |
| 17番 多和田真一 | 18番 大川昇 |
| 19番 玉那彌行昭 | 20番 伊佐雅仁 |
| 21番 比嘉義定 | 22番 古波藏清次郎 |

3. 欠席議員(/ 名)

16番 武島行男

4. 議事説明員

| | |
|---------------|---------------------|
| 市長 崎間健一郎 | 助役 沢城安一 |
| 収入役 吳屋好永 | 経務課長 多和田真一 |
| 住民課長 知念和夫 | 厚生課長 伊佐友誠 |
| 税務課長 古波藏信三 | 農林課長 崎間政光 |
| 商工課長 棚原盛真 | 都計課長 新垣信榮 |
| 建設課長 高宮城昇 | 消防長 中嶋仁志 |
| 固定資産評価室長 武島正孝 | 代理 宮城清康 |

宜野湾市議会

水道部長 仲村春盛 営業課長 矢野将弘
 会計課長 天久実 工務課長 金城健次

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 底務係長 照屋毅
 繁事係長 島袋真由 書記 仲村春夫
 書記 比嘉定治

6. 議事日程(第 11 号) 1971 年 4 月 6 日(火曜)

| |
|--------------------|
| 日程第 1 (日程表は別紙のとおり) |
| |
| 日程第 2 |
| |
| 日程第 3 |
| |
| 日程第 4 |
| |

議第 1 回立野市議会定例会議事日程表(第 1 号)

ノタクノ年ノ月ノ日(火)午前ノ時開議

- 日程第 1 議案第 1 号 宜野市農業改良研究センター特別会計
条例について (総務委員中)
- 日程第 2 議案第 2 号 ノタクノ年度宜野市農業改良研究センター特別会計歳入歳出予算 (総務委員中)
- 日程第 3 議案第 3 号 宜野市退職金支給条例の一部を改正する条例について (総務委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 宜野市財産の交換、譲与無償貸付等に関する条例について (総務委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 議会の運営に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に譲る条例について
(総務委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 宜野市財政調整基金条例について
(総務委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 宜野市消防自動車購入基金条例について (総務委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 宜野市区役所会員会退職金支給規則の一部を改正する規則 (經濟民生委員長報告)
- 日程第 9 議案第 9 号 鹿児島県撤去について
(經濟民生委員長報告)
- 日程第 10 議案第 10 号 コザ市、北谷村、福浦町商組合への加入について
(經濟民生委員長報告)

日程第 11 閉会中監査委査申出書
(總務委員会)日程第 12 初会中監査委査申出書
(經濟民生委員長報告)日程第 13 議案第 64 号 1972 年度宜野市管轄研究センター
特別会計財政予算

議長

只今到着88回省町津市議会常例会第11回
目。本會議を開き候。
日程の行合せりかく、しばらく休憩を以てし
まし。(午後10時8分)

議長

休憩の後(午後10時8分)
開開会式(午後10時12分)

議長

各委員會議中、日程第1 議案第29号省町
津市養鰐研究センター特別会計条例につき、
同上に付連続審議中、日程第2 議案第42号
1972年度省町津市養鰐研究センター特別会計入
支予算につきを除く工程は終了。

議長

議案に対する質疑を許します。

議長

質疑の第3回は挙手で應じます。次の間休憩
行ないます(午後10時13分)

議長

開開会式(午後10時16分)

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていました。

ノンブル

そ 838_1e

卷之三

1352-10

1番
予算乃又款1は現1月の利息の一時借入余利
子以ノル、専向以此に當り。
確ひ、ア含管年度Kは、62,800ドルの一時借
入額があると想う額であります。一時借
入額は、ラニテから日本株の額にてあるが、即
號明ナガ觀れ。

助 徒

一時借入金は予算の一都と「うかる」に自説情
が改めて申す。予算に3571万3千額がござ
る。從來は勿論卓犖議決に付し可決され
ておりましたが、性質を用いて置かれ、卓犖内
にゆき年度内の支入をもつて償還する。即ち3
一時支替会と「うかる」性格をもつて3571万3
千額。

1

91年度の62,000ドルの一時借入金は、1月、3回以前提下、1. 借入小走車1台10万円、91年度の一時借入62,000ドルは、合計年間内以原済し得たが。

四九

チタニウム反応1270℃で1時間。

1 齐

七、月子裡因私事請三天假的，由本人或其配偶入金以作補償。一旦配偶入金，意義

お詫び、当然の会計年度内に返済すべきもの
が、時限入金だと理解して10月3日。11月3日
でござる。

助 徒

二小口、整理期間を含め11月会計年度内に
いづれか解款して10月3日、山湖開鎖までの
者を1つあります。

1番

山湖開鎖まで、二小口、1月より支拂はれて
断続的であります。

助 徒

1月、山湖開鎖へ差し便り5月と考へて10月3
日。

1番

1月、83LMP3=支拂な事。

9番

今、時限入の助徒の説明よりかかる疑問
をうけます。会計年度の整理期間を含め11月
会計年度化する。他の解款の問題です。

助 徒

今新年度の勿論整理期間以降の方々。
11月3日。

9番

やめらるば、他の解説はこの様に解説し
入れてからうかるほどのは、ありえぬのです。
一方のところを思ひます。

助役

私達が考こうとしたのは、この中で合計年度内に
契約料金の調査をした場合の整理期間内に入
ることを設けました。料金分の支店。

9番

私が持つた合計年度内をうなぎ中で3以上
ある。整理期間も含むが、合計3回の問題で
ある。料金分の私口開口と取り扱いです。

助役

収益料金の解説は3つとも思ひますけれど
とも。この合計年度内に入ってきた金額は
元。支出料金は3つとも差し便の扱いです。

9番

私口開口の実体的の説明が必要となります。
私が持つた中で、合計年度内をうなぎは、整理期間
も含むが、合計3回の問題を開口と取り扱いです。

助役

合計年度内の論理、料金の整理期間は合計3回
のうちで当然な取り扱いです。

9番

ハナ3月からハセツ理期間は、会計期間の問題
ハナ3月10日、当月を私月と開き1月11月3日まで。

則 徒

会計年度内月以内の3月理期間内月支出が
ハナ3月10日までハセツ理月とすり替り、当月は解釈
K2月1月3日まであります。

9番

私が甲に上り1月11月。初開き1月11月3日会計年
度と1月、整理解釈期間も含むと、会計年始から、どう
かはいざないます。二通りの開けます。一本
1月1月11月と開けます。他の解釈は。

則 徒

整理解釈開き1月11月。開け1月11月3日まで。

9番

11月、外とします。

則 徒

今の論議はハセツ理月と、会計年度の支
入をもと、償還(返済)月は3月11月11月11月
11月11月11月。当月收入の屬する年度、收入す
る月。支還期の月は4月11月11月といふ解釈が
11月11月11月。8月31日3月11月可能で11月解釈
を1月11月3日まであります。会計年度は勿論6月
30日が終了月です。この問題につけては、別段の

うれしく申し上げる事も叶ひぬ處がある

九 首

ううむ、解ります。他の解釈、問題を
私は知りません。

次に、販売額と販賣率を計算する。販賣率は、販賣額を総収入で割ったものである。販賣率を計算するには、販賣額を計算する。販賣額は、販賣率を計算する。販賣額を計算する。

印光堂

一筋 遊束の令状が御宿から申し上げますのは
以前の過年度收入と、一回調定をしておま
ね。かう收入が入らぬ場合に申はるは帶頭
課税に付する事でござる。この調定は小字を
いう解釈に付する事であります。申すて今後
の年度から自治体の改めて支拂はるは
收入の区分は惟重罰に分類するに付し
れども、これが申して申り申す可
不ならば、又は申せり惟重罰に付する場合に
現在の予算の拡張を申す様な場合でなければ
申せしるに付し申すことを二種類に分けて申ります。

9 番

二月は、予算の額と成り立つべきとの問題だと思
う點であります。二月は販売人方、生産物完払收入
より八万九千円が正しかるべき額と想ひてゐますが。
販売人方の今期後回りは又3精米、名前が二ヶ
からと云ふから考立方に立たない旨解り難い事
です。しかし小口持票は不明確過ぎて何等の見
不可。どういう性格ですか。この通り支入100%
見積れません。どういう性格ですか。

助役

予算化内にさうか。二月は。

9 番

伊勢三島らは、雑収入に入れよべき（“アカニヨ”）
そういふふうな見解に立たず可ど、いかがですか。

助役

今、会計処理から申し上げますならば、例
えば例を運上上げますならば、この従来の過年度
収入の場合は、全部雑収入として3精米の収入
併せてあります。雑収入が3精米の3割以上即ち
款入りあり難い小口で、この72会計年度からは
全部性價割れ、各々の款項毎に入出をされると
いうふうにしておられます。そういふ裏打ち算難い
事で、勿論考立けて場合に、雑収入には當
らざる、性價割れ分類の経理を中心とせらる
る事考立て3精米の款入りです。

9. 番

私がこれまで開いた会議で一番大切なのは
会員の声を聞き、特別合計は独立採算制でない
といふ点。独立採算制という立場から考えて、この
支入を100%見ている方がどうか、二重の独立
採算審議は今審査の段階に入らば後悔に陥る
一下子、二重の立派な十分支入する見極もあき
り困っているかと思う。

前 徒

二重のうなづき延数の問題がありうるけれど
も大体当初は見極、大半は60%見、103款
であり方よし。次の残りが40%の問題でありう
るけれども、二重のうち期間内は出荷しない方
といふふうな部面と我々は他の病院等
の死ぬ方もかかる。我々はいくらか避けて340、
403のうち33%を含むから1人60%は出荷しない
403のうち33%をの方で見極は組み合わせて103款で
ありますように思ふ。現在の見極は701でまだ72
年度の見極は701でまだ、全からうなづき延数
を全部を見たところは60%の数字であります
が、しかし60%という数字が現実的でない
といふのが、正しいかどうかといふよりは、それが何
で違うかをさかねづけには、それが何で違うか
信托の103款であります。これが莫れ絶対問題で
あります。これがモチヤニシライは103の数字であります。

9 番

解了株式 賞らるる株式会社の手札をも
じめ、それが年暮れ迄年度運営費料うなきとひう
きり。71合計年度内にヒラリとふうな量積りが
あつて、これが72年度に入間に輸入された。
お迎えのうれいと號明願ひます。

助 徒

これが 71年度に入、ヒラリと全部かかすね。
成長の出荷が多めとひう株式会社を予想し
て、これが出荷が多めうなぎの運送人で
いう株式相違がござります。

9 番

4113=4K. 75リラ支え、71年度の決算の赤字
4113=4K. 75リラ支え。

助 徒

4=5邊のうだりへきり想定いたさせん。
後2ヶ月間は助徒ですべてうだり薄毛170
リラでんのべ。

9 番

4K. 本和數4=4を4"う11. これが入に入れ
う11.

助 徒

4X. う75立が残す4113=4K. 75リラ、1919
の運送は11. 4月子会づく。

9⁺ • 雜

間違ひの方と言ふことはないが、ならば、清算決算金額が外で行なわれておる所を除くと、おこなはれておるに相づつである。

四〇

4月2日 晴 31.1℃

9 香

71全財年度収支入出と支出は小計 71=73下り
うち販売益は 71年、71年度の決算は10月1日で、1年半
の成果をまとめ計算上11月1日7月31日が、総
収益は収入は各種小計114,411万円です。

四〇二

9番

何から71年度と2次は72年度の新年度と間違
うであります。71年度の予算は整理期間以前から
未執行の段階であります。まだ賃金は8,111
円で、多く解らぬであります。

則 徒

理算は8月1日から8月11日までです。

9番

片付けておきました。片付けておいた後で
71年度は未執行額は8,000ドル余りで、うち支給額
3人であります。72年度の支入額は未執行の範囲
で、私が解らぬであります。片付けておいた後で
8月11日までです。

則 徒

総額で100万、うち支給額全部71年度の未執行額
で、うち支給額全部未執行であります。現実
に7月11日未執行であります。

9番

先生からお返しの1枚の封筒を1月11日通り
71年度の執行期間と整理期間もあわせて8月11日まで
未執行の範囲で、うち支給額であります。うち解らぬであります。
72年度の新年度の予算は8,000ドル余りの
合計支給額であります。8,137ドル未執行の支給額
であります。理由が私解らぬであります。

助 徒

小林大木残さうがきの西数七八成程度
1.

9 番

小林大木入を見て 1971年 1月 3日。 71年度
は。

助 徒

小林大木 1月 31日。 豊林譲会以說明させ
る。

豊林譲会

10合大木 1月。 約 10% 33人未だに推進
を 1~10% 33%。

9 番

5% 10%。

豊林譲会

10% 1月。

9 番

いじり計 11 10% 1月 3日。 営業 11月 11月
10% 1月。

豊林譲会

14セント 1月。 一度 14セント 227,500 度の予定
で 1月。 71年度の入出庫 算定数 14セント 1,900,000

正の推定を12割にすると、年平均約25%位の落としで済む様だ。今度は実際の成績12.5%、大体75%位だと、年平均75%から出荷10%位が、大体77.2%、予定だ。年々残りの22.8%は、次年度繰越だ。年平均から5%が70%は、次年度に出荷する3割にして4割、年々外30%は、次年度R.10月1日落とすところだ。正の年間の推定を17.73%で算出だ。

9番

71年度の当初、予算額は450万円と想定があつた。皆大方の着脱の特別会計を編成した。当初の予算は750万円だといふ。然る結果、今現在の750万円は、予算の相違は150万円である。

螺林野営

正数は1人、大体100,000尾位のL×25mm位
は20日位、100,000尾位のS×C753人L×
25mm位は10日位。

9番

算価は12.11.5付で35.

螺林野営

蟹は12.14.000尾位の減る30%を窓に
有る。

9番

もう少し皆さんの方数字を詳しく述べたいと思います。今課長が12月12日午後3時から説明下さいました。その時に、二小口上司の方より、前年度運転料金入金二小口計は1億円強で、十分予算執行に支障はないがどうか。当小口の検討と申立て思ひ立つて議会に提案する以上で、私が先づから御聞きし113号議案に入金についての運賃過大を私口指摘して113号議案ござります。

自信満々ですが、もう一度私口御聞きになりて見ます。当小口は1億円強で過剰な予算が入金され、1111年、運賃が10億円以下であります。指摘1113号議案ござります。

71年度合計の支入額は2112万、うちセント半入77万円を除く。4か月残高=小口計は前年度から支那人と保特う1500万残3人で、113=41は71合計年度は、100%執行と予算と決算も同じ前提にて113号議案が、二小口前年度、実績が3年目が小口が、私口御聞き113号議案。

だから予算超過成る事無さ支入額、過大運賃が私口御聞き113号議案。

二小口皆さん方が執行する場合に非常に支障を及ぼす向運賃だと見て113号議案指摘して113号議案。

議案

休憩 12月13日(午後10時40分)

議長

休憩(午後1時半(午後1時4分))

休憩有り列々籠立9番。質疑を許します。

9番

どうも私は大変申し訳ございませんが、私が初回で1人いきなり、皆の人に手帳を提出する方が非常にせら、やくあれど執行権者が皆の人に執行権を持たない非常状況の事態が起つていうことを懸念して聞かれていたのです。

二点目は自信を持って議会に提案した以上は私は確認をいたしました。

竹山さん提出された議案を自信を持って設置的に行き自信心を持たれていましたし、上司もそれを自信を持って議会に提案されたと聞いていたので、確認をいたしました。どちらかの意見を積み重ねられて、今度は自信を持ってから申すべきです。

私が考えたのは、二点目までは1人であります。私が考えたのは解りません。私自身、昨日見つけたけど、外は段階、自信があるからそれを初回でいたいと思います。大變失礼な質問で恐縮です。自信があるからこそ確認をいたしました。

議長

休憩(午後1時半(午後1時5分))

休憩(午後1時半(午後1時6分))

9番

大へうめうさんかを私は初開会いたれ。少くとも、いじくともこれは予算を二三いります。
数字へ羅列は困ります。

御 謹

これが、実體を見ながら出で方が穏当と思つて10
りますから、外へ面は、何より御詫び御確信を以て見
積れどそれではいさりと困つて10なります。

9番

前から私は初稚園へ行つてまいり3年次から
感じがいます。自済から数字を予算を計上して、され
ば1年め児童3歳3ヶ月25=4K333と、恐らく事
態がござるせん。二年め4歳半18日=4K333日。
幼児は私の10開き1K500思ひます。いじくとも
机に、予算をかけた以上は省々人方があつ程度の
時間と与えられ、かくいそく10開き1K500思ひ
ます。

8番

今先づ9番さんへおの直間以降りまつて、二ヶ月算
べ計1ヶ月。當局個体自信がもつてはつきり云々^お
のれ10月10日です。かく不議合にては提案本3以上
は、自信をもつて予算の提案されなければ、し人物は大
審議のつゝ込人小審議はべきだいと思ひます。
おもとや休憩和解の致19日。自信がまつて3。

11

私は当初助役の一門一盃やり合ひをして貰
れども、カツ印が付つたり云つたりござり申す。
カツヒ 悔意にて我をか難得ます様に予算を出
しておらぬ事なり。御内督えひより張り私日痴に
られまひセリラニモ云ふ事無くであります。

4-3が今日ライ長の検討する期間を自ら10月17日付セモ。個人より4-10日検討+加之3ヶ月ラバ、タクシタ議会へ目を向けて、月後には下付。二月半算く通常より1ヶ月。これは全く当局の考文方だと想ひ、二軒に対する納得の考え方なし。訴は該区域に於ける訴がありま。從々一ヶ月算くとされ、あくまで今月より10月遡りタクセム考文方でありますから。次の週末からもタクセム議論の氣持であります。個人の個人的意見と思ふ。

卷之三

10.参考文献(著者) 岐阜の川番組見の和田氏

通じ我らの問題を何と通クソウヒハラ、堅持は
免體外トス也。

II 番

セイシニテは、一筋の自信がもて少く算入
組合等之ノハ、出先セイシテ考究方ハヨ。

市長

一筋、今9番議題から御指摘がありタバ
柱人災障火木ノ中ハ10リヨ申ケバ、11・5リ數
多セッカ叶セんカハ、數字セッカ人ハドリ、11・5
リ11カリ、これを出1人いと需ヒテ可。

議長

休憩 11時12分 (午前11時12分)

開会 11時13分 (午前11時13分)

I 番

議長 大内吉三郎、7月2日从 7月5日から春雙
研究所セタ特別会計の審議が行なわれてヒリニ
シハ、当局ハ万ハ資料を要求セタハ10リカツハ
資料セミ莫要求セタハ、1莫10參、10リ
モゼンハ、而ヒ1莫10セミモリモセタ。

議長

議長ハ吉セタ、当局ハ方に要求セタハ10リカツ
10リモセタ、議長ハ平吉ヒテハモセタ10リモセタ。

1 番

当局へ連向をいたしました。この養鰻研究センター特別会計の審議に立ち合ひ、是非必要であると
いう観葉から資料の要求を仰ぎて、大穀仁左右衛門
が、その資料が議会へ届けられることを、本人が
もつて立派に資料提出要求につけて
いた。ついで次々資料を來し 7月 5 日、第 88 回
定期議会本会議に提出された。記。養鰻
研究センターの施設と育の事例 2. 流離蟹場の
概要 計算の附木

午後

二中は、首の大利川町長が初見立 7月 11 日 3 時
大穀を出立へつてからねく見立 10 日まで
約 2.3 日首の議会から出立され 11. 午後 4 取
り着せらるゝが出来ません。今日、昨日本室日電
話、大穀仁左右衛門と小川の電話にて
たる事。休会中やま二中は電話にて 11.1
今朝 8 時 11 日午前 3 時 4 ざい 11 日
この今日電話連絡 11.10 日ですが、電話を中止
せん。大人の連絡を済合に連絡手帳へ記入と
いつづけ下さい。とにかくまだ行つて
机を立つてはございません。一応連絡 11.10
取り扱せらるゝと思ひます。

1 番

二中は、先だつて 大利川の 清谷町長が 10 日 11 日
の 11 時の席上、松井翁吉と 11.11 あります。
宿泊清市久慈の 人手を取り引立 11.11 あり、さ

大井川断火式推進んじてからヨーロッパに解りナセ
んが、推進んじてに解取にて切る。琉静貿易ノ
ノハノは、中は当然議会にて、その取り引を光
多ノ琉静貿易がハコラク貿易会社ハカラクと
ルノ会社ノ概要、内容は当然午東ニ會議ナカ
ル当ノハノ机ヲ必要があると本ノ断定12月10
日ナ可。ナラハテ後條から前からも懇親会ノ席
シトモ加註しておいたが、当然午東ノ相手
貿易会社の内容を机ヲベキハカル可様に思
ハセドリタヌ。この取引きを光をする会社ハ
どうハナカラク会社ハカルニヒテ、この詳説ハ
も判断ハセラムと思ふ誤りありヌ。大變遺
料ハ未だノ。备注ハ支障をきたさか事無申セ
ん。本題ハナラハナカラニ考スル12月10日ナ
セん。会社ノ概要ハ事ハカラシロハカル。大
きな方の時間的配慮も考スルハ資料請求ハ
ありヌ。以上終リタヌ。

録 取

1) 前の要次議在からありナレハ葉ハ當局の方半
もナシ、前次ハ傳きたれセバニシテ所リテスカハ
不芳申ノ日程は、ニホン船リテハと思ひナヌが
仰議御リカズ人ハ、船之時からモ委託公報
書ハ前人ヨリハ未だナレハ思ひナヌが、仰議御ニギ
ハカズ人ハ。

(要議ハシヒテ)

議事

所要議題は次のとおり。本議案は次のとおり。
1. 電線審議 4月10日午後。

議事

休憩午後1時半（午後1時30分）
開閉午後1時半（午後2時30分）

議事

只今議定議案は連12号10件を了り、二中計画並
に本会議は済みうる。

日程第3議案青24年度財源並職金支給
条例一部の改訂予3条例は10月1日、6月7日
に本会議に付されしる。監督部会委員会は青書
を研議、2月23日大成。報告書は3月27日
一括朗読し有りしる。監督委員会。報告を承
うる。

監督委員会

委員会は10月3日より監督委員会監査部より
所報書印し工作する。この議案の内容は、主として
1. 既存の財政取扱い運河運賃金の額
及び率等は10月1日改めてござる。二中計
画年の定期会は10月1日、同上内容の監査金
額をもつて10月3日行なつた。監査部否決は10
月10日業績報告書にて、所2件は本固又同じ
内容のもの、監査部は提出されしる。監督委員会
が監査の結果監査部の改定を認めたる旨
の小切手、専用の事務機械の使用料、監査部

斐川 10月 11人、時代の情勢と同一であるが、或ひ本
並隣市村の状況等と余検討の結果大体 4 = 3
原案の一部を修正の上可決すべきものとす。それよりう
結論を出します。アリントン通り報告と次第が
ござります。特大修山と相談の上では、原案
の 6ヶ月とあるのを 12ヶ月に引き上げてあります。
既に以現行が 2年半でござります。一擧に 6ヶ月
月を 1年半の上り 3ヶ月を 2ヶ月。二重の問題がある
が、尚ほ大心遣職金の改定を 1年半 4 = 3の
実態に沿うる方針を取らざりとも、大体 1年が
差違なく 1年半の感じが付く 1年半で、本
議案は大体の方向です。1年半引き上げる点は
4 = 1か月外他の算尺との 3ヶ月の大きな誤差を
ござります。この件は大変多いが、同交の審議事項
4 = 1院は要求する以上は 3ヶ月の問題がござります
1. 同交税の費達 13. 特に審議を終了程度認め
3ヶ月の立場を公表します。一部算尺
の 1月、内子の算尺を 3ヶ月で 3ヶ月の小字の
結論に達します。この事項の 1年を 6ヶ月に
すとこれらは部分的に修正の上 2 = 3ヶ月の算尺
の対応の検討を 1年実現する頂立
4 = 1院の検討を 1年実現する頂立
の 1年半の算尺を 3ヶ月の次第がござります

卷之三

本集人注于莫疑之詩（手稿）

卷之三

外人舊題書以示林和長句有之不覺題之於壁
此中所藏張公之墨迹也

議案

仰議議会より議案の件、質疑を終り併せて
委員会報告を終ります。

議案

本件に対する討論を求めます。

議案

討論と質問を終り本件は原案のままで仰議
議会に付せん。

(審議終了の字)

議案

仰議議会に付せん。討論と質問の件
1311. 表決以付します。

議案

議案第24号 産新済市追職金支給条例の一
部を改めて3条例として1311. 表決以付します。

議案

本件に対する委員会の報告の擧革を一斉修
正し可決すべき件として1311. 表決以付します。

本件の委員会の報告通り決すことを仰議
議会に付せん。

(審議終了の字)

卷之二

所要議約の件は人一人、原來一部修正され
て深井三郎が、深井を日本に送り去る。

卷之三

休憩八時半（午後二時十分）

新闻天天读（形近字辨析）

卷之三

日程等4議率第27号省財務半額產の交換
讓与無下落實付第27号丁3茶樹大少少人

日程表上議案第28号議会ノ懇親ノ件1へ公
ハ施設ノ廢止又以來期ハノ被當的利用ノ謂
多條例 K. 211.

日程表上議來第32号首府済寧市行政調整案全
案稿K-111

白程第1議案第33号 首府湾区消防自動車購入費全額例大約1人 2018年4案件大約1千111円
6月11日の本会議大約1人 総額精算性委完全大約有2件既に2018年4月20日、総額が既に1千111円
報告者の議事の手書きにて、2018年4月20日まで
既に2件既に2018年4月20日、總額が既に1千111円
報告者の議事の手書きにて、2018年4月20日まで

卷之三

附報青浦上行公司，支付錢東英27号=44
1931年1月1日 虹橋辦事處公函第13號
總理公印此件為應付第13號準予是為
余固不以爲然。敬來謹令：錢東英收悉

色々の基準でござりまするが、これが本
条例が新設三周年、平成11年3月1日を明確に了
了せらるる所なりとせん。この条例は制定三周年の
前半ござひます。内容は、内閣令のうへて、若干疑問
入葉をござひますけれども、今後宜野湾市が國
有財産を有効かつ合理的的につき運用するためのル
ビーズを定め、この条例は必要であることを本条例
論議に達しました。原案通り認められた3点がござ
ります。尚 議案第28号は、つとめては、二中
十從來ござひますようにして、新しく設立いたし
ました。市の市営事業或いは施設等ありますた
るのを明確に了したる想定といふことは、
二中以降を除いては、市町村自治権の第36条第1
項第10項及び第17項の二つ、第2項の規定
より、議会の合意の議決と付されれば成立す
れ。事業の施設はどちらかと云ひ難い。或いは
過半数の議決と申せられれば、それが
どうであつても施設と認めたるものを明確に
しておいたる想定といふことは、内閣令の
前半ござひます。二中以降を除いては、
若干疑問を有する所でありますけれども、
新設和ござひます。この条例は運営の問題
を如何に解決するかは、どうであつても議決の合意
を明確にしたるべきであるといたる想定と
して、原案通り認めたる所です。この条例
は31年3月1日附検討種目大にと思ひます。
尚、議案第32号二中以降を除いては、従来の権限を
全条例の中へ包含されて10月1日から施行せらる、
てある旨述べておいたります。新しく財政調整費全條
例、40点のうちの想定は条例を新しく設立したる

ヨリベシカヒラル。一車の車両も運用の面
不若手の運転をござります。例えばノルマ資金を
有顧客の車両がえどり、或日は又半力地力車の如
一車がえきシヤクハセドリハナリ。乗車の内容
キニサリ車内に載せ、運用の面で最大限に有
効利用がうなづけられ、適當にメルカヒロウセヒ
シカ峰Kツカミ11号原車通り認めた次第でござ
ります。尚議業者33号の消防自動車購入資金制
度の参考事例、毎年1.00ドルの積立を了3ヶ月
以内に10ヶ月まで行われる。二年中日本K100人、為
運用の面で競合他社との競争を弱化する形で
10ヶ月以内の期間で運行本3或11月、累133セ
ルヘ111件、停等支障の311人、火災311件、
火消水栓の111件、原車通り認めた(53ベビイ)の
3セリテ5・473倍論文達131人、安全一括議
11月10月まで3セリテ311件、車両Kノス111件、原車通
り可決3ベビイ3セリテ311件、決定を17363
件、火消水栓の111件。尚認明不足の面に付31
11月、即議業者10月21日、11月11日。

議文

外工計画K計13号原車報告以付33質疑
令附1月1日。

議文

外工質疑書1511号原車通り33件、質疑を能
力あると認めます。即議業者33件。

(議業者(4.09.1))

立野市議会

議案

御要請がござりますんが、質疑を終り併せ
て審査報告書を呈り申す。

議案

日程第4、議案第27号、府町市販店の支権譲
与懇意會等の開催、条例改正の討論を求
め申す。

議案

討論も有終の美と見て思ひ申すが、御要請
ござりますんが。(審議終了年少)

議案

御要請ありませんか。討論も有終の美と
見て承認し付いたる。

議案

議案第27号、府町市販店の支権譲与懇意
會等の開催、条例改正の審決に付いたる。

議案

本件に対する審査報告書を原案通り可決す
ること。

本件は委員会報告書通り原案通り可決すことを
以て御要請ござりますんが。

(審議終了年少)

議 案

所要議付の件にて、原案通り可決す。
本件は付し申候。

議 案

次の議案第28号議会の議決に付し公勅
諭旨の解釈又は表題が「獨占的利用の制限」
條例によるか討論を求メす。

議 案

討論の有無、或いは原案にて、所要議
付の件申候。

(原議付と同様)

議 案

所要議付の件にて、討論の有無、或
いは、議案第28号を教説に付し申す。

議 案

本件に対する委員会報告の原案通り可決す
申候。

議 案

本件の委員会報告の原案通り決す。所要
議付の件申候。

(原議付と同様)

議案

仰議議付せん。ハ、委員会の報告通り
可決了了せん。決定を以て下す。

議案

次回 議案第32号 临时海事裁判所附設審判
例の件より該輸を求める。

議案

該輸の荷物は如何思ひうるか仰議付
けいわせん。

(要請付(40年5月))

議案

仰議議付せん。ハ、該輸の荷物は
1年1月、議案第32号の報復に付1年1月。

議案

本件に対する委員会の報告通り可決せん。

議案

本件の委員会の報告通り決了了せん。仰
議付せん。

(要請付(40年5月))

議案

仰議議付せん。ハ、委員会の報告通り

深市二〇〇一決定之公報之二

議案

議案第33號 宜財辦市消防隊購入警全系列
火火火火 計論之求力多日。

議案

計論之有略（大之之原）：仰要請
公公之公人。

（署議以（四）年（五））

議案

仰要請（公）公（人）：計論之有略了
了（大）（大）（大）（大）。議案第33號之審決以付
（五）日。

議案

本系以對33委員會報告書以可決以付（五）日。
本系以委員會報告書以可決于二二七。仰要
請（公）（公）（人）。

（署議以（四）年（五））

議案

仰要請（公）（公）（人）：委員會之報告書
以可決于三二九。決定之公報之二。

卷之六

休憩 11:17-12:3 (午後2時24分)

时间：1994年（农历二月二十五日）

錄 參

日程第3議案第53号 貢野彦也教育委員会
退職金支給規則の一部を改訂する規則につ
きについて。6月12日の本会議にて空席1人。
経済部長教育委員会委員の吉川義香と付託、
6月12日付、審査小委員会より第1号。報告書
並びに附書類。

一而謂諸侯略以失之，則清於中國
者當任專委，雖古之未為也。

誠以

休憩 10 分鐘 (無工具站)

兩間 11 及 13 丁（征工將 27 分）

经济民主教育季刊

本委員会の御観光へ申し上げます。本事件は先程
午後3時より3時45分程度第3回議事堂24号室で開催され
ました。出席者は1人。本委員会としていた午後3時半の休憩
時間中に新潟から遊びに来られた内藤久松さんとして、
新潟に滞在しているあります。

本案件は、總務委員会とも連合審査を以り、且つ調査を終り得ります。總務委員会が内容が決定すれば、(了承の上) 本委員会にてたゞ1ヶ月、先程より7月1日、同委員会報告書のありまことに通りでござる。いよいよ、本委員会にては、審議通り

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていました。

ノンブル

そ 868_1e



本題すべしとおもひ決定いたしました。
以上仰報書申上ります。皆さんの意見を加えて
改めて意見を申上ります。

議長

本題に対する質疑を許します。

議長

本題に対する質疑を許す。質疑を以て終ります。本題に対する質疑を終りましたので、仰報議にござい
ます。

(審議 15(4) 年 5)

議長

仰報議にございました。質疑を終り併せ
て委員会の報告を終りました。

議長

議事録 53号 市町村教育委員会連絡会議
規則は、部会改訂するに際して大いに討論を承
けました。

議長

討論の質問を以て終りたことを除くと仰報
議ございませんが。

(審議 15(4) 年 5)

議案

仰運議会議員で人材計画を審議された
1月11. 議案第53号に対する表決を行なつた。

議案

本件に対する委員会報告は承認され
本件の委員会報告通り承認する。仰運議
会議員で人材。

(委員会報告)

議案

仰運議会議員で人材、委員会報告通り
承認する。決定された。

議案

休憩時間(午後2時30分)
開閉会式(午後2時31分)

議案

日程第9 陳情第16号 廉介文化運動の撤去
1月11. 6月11日、本会議に付され、經濟民
生教育常任委員会の方へ委託を付託してありま
す。この一筋委託が終り31日頃まで撤去がなつて
ます。この間統括するものとしていた、經濟民生
教育常任委員会委員会、報告を付託する。(

経済民主教育委員会

本件事件に対する委員会の審査の報告を申し上げ
ます。本件は東京の豊島区の自治会長と役場の方
から、現在の腰越幼稚園場を撤去してくれといふ
様な陳情、内務大臣がございました。我々審査の際
は昭和20年1月1日、同日の幼稚園場が22名の地主
で4,476坪を借りてテリック幼稚園場にて、1
年間のうちが、梨約の内容にあります。団土
をり、日本にすそを、色人馬二匹がござりますが
あんまりやうれし梨約の腰越の恩典にござりま
す。豊島区の甲に火事が起り、城川の櫻が焚
えました。やうれい園で相当住民から苦情が山
手11。撤去してくれといふ様な要望の内容でござ
ります。ちうたび当局の方でも一部組合に
入り込みといふ様な請問を洋行して審査、1
回あります。期限は昭和20年1月1日から昭和20年12月
31日までの期限でござりますが、この期限内
に撤去も早急に撤去してくれといふ様な内容
でござります。我々もちうたび審査を行ひ
た所、火事が起り、城川の櫻が焚えました。その状態なら
やうに、巡回所の住民地域に幼稚園場は無理だ
と、今までの日は豊橋市休んだといふ様な状
況でござります。結果的に131人、住民
へ懇意な挨拶を34人といふ。委員会は決
定いたしました。以上が報告を申し上げ
ます。審査の報告以降の状況は、2月10日
まで。

議案

口今、委員会へ報告に対する質疑を許す
旨。

議案

休憩のため 3月 (休工時 34分)
雨漏りのため 3月 (休工時 35分)

議案

連携第16号、奥字342-3があります。1
日程度10 請問第1号 エビ市 北谷町 清掃施設
一部事務組合へ加入以降よりは、5月31日の
本会議以降より、經濟民生教育委員会の方
看板と併せてあります。一応看板が設け
られています。報告書が登場してから3月。
本請問も併せて仰報書が加藤川にて1月。

經濟民生教育委員会

乙X 請問第1号と併せて、仰報書中、エビ大
通り、1月10日3月、雨漏りと北谷連絡1月3日
カバー。施行1月仰報書中上記3月、走行70年
6月29日アマゾン連絡会に動きがあり、報東京37号
411、エビ市 宿泊清掃 北谷町一部事務組合の
運営と障害通り決定がなされ10月を予定。その内容
は別途計画、初の設置場所は北谷町にて、内
容は1-4月3ヶ月で3K設置を決定し、4月1日始動
4月3日集合が連絡となりふたつある。市長の方の
時の記録は、8月2日、b24ル位の離れて70-1
連絡以降、1月10日(火)付で3月1日、北中下、住民意見

2005年3月1日 一筋事務組合に加入を兔取市から
より橋川様より提案の趣旨は別途3月1日 年中休業を
3月1日 賽車可決され、10月1日、10月2日及び
10月3日 14年間の又事務組合に加入した橋川様より
橋川様より内客や三会議の内容について、我々も更に慎重
に審議してから了承の手式。

この件は今迄11月、次の時節医生人の報酬にも
あります。橋川様より内客がかかると云ふが、相当
議論をされましたが、先程の説明が既に了承、審
議の処理が終りました。運用すればかく工事
事務組合に利用する3人で15日かといふことを参考にして
大体10月1日、10月2日、10月3日と審議会場と
人も参考人として10月4日から10月11日、状況を了
解をした後、次に程度処理をすれば、それば、衛
生上よりは大変な弊害通りこれが、次に程度までとある
ことは、大体内客が10月11日早急にかたる橋
川様より内客や3人で15日か、15日以内に審議するから
次に程度翻訳を10月11日とある橋川様より
誤りあります。しかし我が審議の過程にて
10月3日より浦添の首が今日改修物と焼却
野柳町が来いわようやいありますよ。浦添の首
の設置場所が15ヶ所、その設置する場所が15
ヶ所、そして首野柳が設置する場所が15ヶ所
一箇所に及ぶまいとある橋川様より入れました
方の約100名が、首野柳市団体主設置する場
所が15ヶ所で15ヶ所のうち15ヶ所が15ヶ所
の野柳町が、設置する場所は15ヶ所のうち15ヶ所
の野柳町が、首の首が10月11日、10月12日
の野柳町が、10月13日、10月14日、10月15日、10月16日

が通常当該場所が営みたる人と争うる状況
又かく書賣店の如きは、本の輸入便士はリ
アボリ 資糧運送本社は、約々 2,3 ヶ月の便士を
人で、しかし次の時葉は 20 ヶ月、もともとヨイ、北谷
の今、事務組合の煙草販売を中の時葉は 15 ヶ月
入れて中止する場合に牛の持込既に時葉は 15 ヶ月
人で 15 ヶ月、又甲斐日本ヨリ日本へ今新幹線
開通あれば加入を呼びかけていたところを
吉澤を主とし、今も時葉は 15 ヶ月程度新幹線
車は 1 年前は脱退した人が、これから又新幹
線の人は向うの議会の承認がえられるとか
いふといふことを二つあります。今も時葉を失う
た場合には、仍舊に 2,3 ヶ月後既に加入
せらるれば、輸入税 15 ヶ月、15 ヶ月の時葉に加き
1 ヶ月、向うに加入すことはない。吉澤市長さん事
脱退のとき迅速に水木本の持込既民更換の確
かさをうなづくは、考えらゆる額であります。
ちよび那公式ではござります。理化ノ如種
業者が如何いかがおそれう誤り休憩中ハ誤り合
つたりハあります。理化ノ書賣名の如種事
を利用して、借位の償金を引かれてから引き
金の引けと、酒類の半額を利用 12 月。借
料金は 15 ヶ月です。しかしヨイ航行の場合
は 1 ドル以上でも引き合ひ等 15 ヶ月の持込
料金と申れわれて 10 ヶ月以内、郵便料 2 ヶ月は往
復料が大きくなつてゐるといふは考えらゆる誤りあ
ります。どの程度 2 ヶ月は問題整ひます。まだ
解りませんが、(註)1 当局 R. 10. 2. 3. 1. 2. 3. 4. 5.

程度、現行制限民の負担がかかる程度、原則
17ペキメラテラルカヒトヒテ税金ニセラ当局に
はタカリはるを因カイカ3税金アリテ1人本人
から現行17キヨロハ税金から負担17キヨロ
税金アリカナリハシテ和小モセんか。10(あ3
程度の想持カ現行加税(1734113)個セ監局
はタカリハシテ漢以2034113=ヒ1、又3
程度の民負担加税(153人ア1511カヒタ
タリハシテ又去年脱退12又入3セリハリは。相当前
向う議会の承認カムカシリ人ア1511カヒ
タリカモ考之タ小大誤アスリモサガ、二ノ莫カ
十分可能性ア1534113=ヒ1、ヒタリハシテ1
今後は如何業者と当局セカ朝懸スルカタ中
113額代アリモサガ、タノ莫カタラシケハ
如何の方法、集收の方法ハ人カ相当問題ハ
残12カアリモサガ、タク障向うにタリカタ3段
階13カ1、清掃行政の大至改革ヒテ税
負面ハ力強く当局ハ打ち出せば、かえツテ良
結果を招くんでアリカヒトヒラニセモアリタヘ
本委完全ヒリカシテ12は、貢賛ハ通り答申す
34人決定カタカナアリ3回。
以上審議仰報告を申上ケテ11、重複
K10答申カタ12ヒテ累々2011年3月。

练习

张鹤川 1月1日 (年龄21岁 45金)
周润 1月1日 (年龄21岁 46金)

卷之四

本發問子備也。復難之。對曰。

十一

委員会の説明の甲乙の陳情案件は、うなぐ
審理をすれど、乙の3年以内にアラヨの連絡まで
運びむるところから、アラヨありきれり。
されば、管内に3個の管轄合併の甲乙、甲乙
のうちの何處か了解を取つて3種類の管轄の
事38。

錢氏委員會

附情者から2.3年以内に何らかの事件が発生する確率を予測すれば、あと2.3年以内に何らかの事件が発生する確率を予測する事が可能である。

卷之三

当局从新订立的合同上表示同意。二个障碍来自
海关和税关。今个障碍同来得云中在里头合从

此の済合、17年も前に150万円の賃貸借契約にて
原の向うへ江戸川区へ向かう様な中の折衝
の能力の問題を私は向かれる人に又は
がたがれにさうしたことを考文の場合にいたずね
所で何よりおきなげに150万円を下す。今では
その一休委員会にては、相当時間をおけ
調査した結果、背上腹はおえられぬと、又は
立派に下さるとして本件を承認する旨答申
17年1月1日です。一休當局の今ままでの自合事か
又はそれを二軒三軒17年3月=4月3日、1人
責任を負ひ17年3月=4月3日、当山が上屋、尊祖下
又は計りの一部組合で今後の場所は17年も決
17年現在を加筆しておらぬといふ様な件は
あらず。又は17年1月1日です。それから根拠は
17年一休私どもも問題に17年3月には
議論して以後これを決定した場合の事は當局
の責任をもつて、当初よりは17年3月=4月3日
の解説の金を向うに賃金を支給しておる
んだと、従つて解説の権利が完全に手
い3月=4月3日様な件を云々おらぬとけ
れども、17年3月=4月3日問題通りやつて行けとか
いふが、おもろく、乗車料金は17年3月=4月3日
の確約を17年3月=4月3日、松田=中以上議
会の実際の3月=4月3日より問題を起して
いるせんので、17年3月=4月3日問題
17年3月=4月3日問題を起して17年3月=4月3日
の立派にさうしたことを考文の場合にいたずね
所で大体の場所は17年3月=4月3日明確に所答申を
願ひます。

市長

お答えいたします。あつしやも通り当
時三市村の一部事務組合をつくりまして
山内に設置すと「うふうにして、こつ
の一部議會が山ヨレで、焼却炉の場
所の設置を話し合つた上でござります
が、第一予定地ヨリは変更になつて、ウ
チキナーになりまして、結局、当時の状
態とて、宜野湾の空氣とレア、どうレアと
あつすヨでは、遙々「ア」ときなりと「う
ふうに講会も1人の反対もなく賛成
した上でござりますが、その時長にあ
り、勿論本島にあきヨレでは、喜友名の前
の方のあの穴を埋立す場合4.5年は
かかるから4.5年は大丈夫だろうと「う
るさ方は持つてありますたが、その時後
にあつて、色々な問題が起つりました
後、3年と辦理を十分にやれば、或
は持つてお知れませへが、当時の政府
の焼却炉の補助金は30人と100%
でござります。しかし今後において補
助金が特別措置をされても50%の負
担になければならぬと、おそらく今後へ
あつては、焼却炉は本土の市町村の
場合は30人でござりますので、我々の
考え方状況がただではできな」と、全
部政府負担ではできな」という状況
の変化と、そして今までのこうした長期
にはかつた、火災とか、色んな問題があ

りまして、もう一つ見通しのあまさは十分
ありビリをうけても……と思ひますから
、当時は、どうしても宣野達ヒレでは、
極力向うとこうニヒに對レモレアは、參
えられなかつた訳でござります。

こうの意味で一部事務組合に加
入された議員さん方も一緒になりまし
て、この問題は涙をのんで一応は議
員さん方もしても腰退ました訳でござ
りますが、あの時長にあつて、万一小傷
合、又再加入をす場合ようしくと
うふうにレア冗談をいつて、別れだと思
います。特にこの公害が出ましてから
あつしや通り市ヒレアは、初めから再
加入をみ重レレたとこうのようなえ持
は毛頭もつてゐりませんアレた。

一番現在困つてゐる人ア火事がある
と、或いは1ヶ月位のチリがたまつて相
当衛生的に各区民から問題があつて
1回でなく2~3回こうふうな火
事がありまして、そのために年2場がな
くて、各々の家庭にあつて、保留されて
るヨ訳でござります。こうの意味で
その保留が大体1ヶ月位は、停滯
するヒヤニコウのう意味で、これは困つた
問題だとこうふうにレアあんた方、當時
入つておけばよがつたとこうふうなことを
北谷の村長、コザク助役にお話し申
し上げました。ところ、ちゃんとは、そんア

ん貴方が入ったうんじやながと、う
うことを申さまして、再加入ができます
ヒうふうなことでもし、議会の諮詢が
通れば、我々は貴方がために要請すから
よろしく頼みと、その時には考え方ヒ
うふうなこと一応は諮詢をお頼
レア請でござりますが。

二中は、ほんとうのことになりますと、一応
正式になりますと、一応各々の二村議
会にかけんヒかんヒ思ります。

うううことに對しヨレでも現在二村
では、相当負担が大きから外の市町
村にも入ってもらいたいとヒう話レガ
ます。宣野連の場合は今までのつな
がりがあるからうう問題が通りま
すと、或いは二村の市町村長、或いは
一部事務組合の組合長関係者に協
力して頼むをヒドレヨレで、加入してお
うよう努力されてきたヒ思ります。

// 番

加入する条件ヒテ、無条件で加入で
きるヒう見通レカアヒアは該で可。

市長

無条件で加入する見通しヒうヒ
に對しヨレアは、一応はまだ諮詢が
通つてありますんで十分に私達は自
身をもつて、向うに頼むはまだしてあ

りません。

11番

説明をす場合、どういう事前にわたりをつけ、タイト加入を向うが認めるのであれば、どういったような条件があるかどうか。その辺は十分皆さんとしては、話し合をして、ちくやきいやながったかどうか。これは通したさて色々な入る条件つきで申す場合、それと又議会はどの条件を無効条件のまにすればならんヒトいう形においこまれるんじやないかといふことをお詫びあります。それが今のはね返りか、住民負担とはって、はねかえらなければいけないのか、おさらく私はどの条件は、しむよせとレア、大きく住民の負担の面にはねかえって来るいやないかといふよう口子をだしてお詫びあります。どういったようなことから今のが再加入する条件といてどういったのがあったかどうか、耳には又どの条件を十分話し合って、後に説明までべきいやないかどうか、うちにつつアどうお考えですか。

市長

厚生課長が休んでおりますけれども一応、予算を通して、どの位、分担すればいい

992
"かヒ"う=ヒに付して、市・分担金が
5.394ドルでござります。

II 番

5.394ドル、ナシでいいですか、今更
担当であります。

市長

これは既設分でござります。加入する
場合に既設に今まで入った予算の分
担当でござります。既設の建物の敷地
からレント、それから今焼却炉に対する
予算に対する分担が7.253ドル
でござります。

II 番

これはもう既にこれがだけ更但すれば
向うは、受け入れて"ヒ"うような話し合
いの意で可か。

市長

大体、これ位になるとどうと"う"こと
は、厚生課長が行つた向うの方であります
度の概算はした算定でござります。

II 番

これはですね、市長、一つは政治折衝
或いは、行政折衝であります。他の施
設に入つて行くといふことはア"可物"には

当然 基本的な問題を詰じ合はうはアリ
されど、市長アリアリ、私は担当課長アリ
はアリハ思ふ。従つて市長はこう
う折衝アリスル。担当課長にヨガレ
テハどうか。あレラキの管理者アリ
アリ、或ハ受入や倒アリヨリとニコニコの
コザ市当局、並びに北谷村側と真剣
にこの加入問題にとづくあらばアリ可
よ。ある程度条件件も向うが提示可
る条件カビトランふうになヨカビトランカ、
或ハ又、ナホに付レアニシラハ加入す
る条件ヒタビトランせんかアヨカビトラン
カ、ナラハアリナリモアリスル。ハツカ
テ、ニシラハアリマフアリ。当局ヒタ、或
ハ、これは無理アガリ入ヨ必争はア
リヒトランヨリ、当局は、ハツクリと腹を
漏さアリ、諸向をオヤキアリアリスル。ハ
リカゲンナ諸向をして後ア色々な事
件をつきつけられの場合、一律ビラレ
ます。

布長

一 広：の問題に対するアレクセイは、前でも
話しました通り、語同が通れば、十分參
りますと「うそ」とアレクセイ合ってあります。
語同をしながらうそで實方が大うそうう
ふうに語りて、何のための語りかと逆に
やれることあります。議会意思が決
まれば責任をもつて考慮します。

11番

議会意思といふのはで可ね。色々な条件にも左右されます。

例えは べらぼうな加入金とか、或いは余計な分担金をぶつかげられた場合はで可ね、これはあそらく又、その条件によつてはで可ね、諮詢に答えられた場合はありますと、どうぞとで可ね。従つて諮詢する一つの条件として ある程度向うといふたりをつけた、これがならばやつて。。。がどうかをで可ね、議会に諮詢すべきであつてで可ね、漠然として、負担区分もまだ解らぬ、或いは 条件のもとでんな条件 向うからつきつけられるか解らぬ。。。などはことでで可ね、果して諮詢の妥当性をで可ね、議会として、十分検討できるかどうか、皆さんとしてもしかりだと思つてあります。中につづいてどう考えますか。

市長

皆さん方々ご期待にやうよろに十分おかれていきた」と思ひます。

11番

私が み同じて 113のは、加入する条件として、どういつたまうんどうかあるかどうかを今聞いてあります。例えは 負担をすこぼらば、どの程度ほどの負担を向うから

要すきゆるがどうか、今説明あつた額
だけではすね、十分加入できよかどうか
その辺について伺つてありますか、いかがで
すか。

市長

この位では十分できると思つてあります。

11番

できますか。

市長

はい。

11番

いや、条件としては、それ以外にはない
訳ですね。

市長

はい。

11番

石川、1つかりと一つ腹をキミで当つて
らうだいと思ひます。

それから腰退した理由の中には大きく
とり上げられてたのか、あまりにも宣野渉市
長が予便であるというのか大きな理由
に上げられてあります。そっ予便さはで
すね、現時まで解放されなかどうか、

宜野湾市議会

その不便さというのはですね、どういう形で解決していいかどうか、その辺につけて何だと思います。これはもっとも大きな理由がありました。

市長

あつしやるようになんかはあります。しかし距離的に相当遠い話ではござりますが、従来我々が考えてゐたような距離といふものは、名護でも普通は戦前だったら1日帰りはできませんでした。我々の考えてゐる従来の距離は相当遠いとも例えれば専車や、或いは荷車が行くような考え方から遠いという概念を持っておりましたか。實際にその距離をはかつて見ましたら中線を通っていくと、相当20マイル制限がござりますので、或いは色々な交通信号機等の障害で時間がかかります。しかし中線を通って行くと1時間内外では、積んでから往復でさる二三回になりますと、当初、我々が考えてゐたような1日大1回しか運べなかつたんじやねいかとこう考え方が、1回位は運べるんじやないかとこう概念に立つまして、それをどうして実際に車で走らせてみましたところ、1回位はでさると見てその現状が相当困つておまとこう考え方を、持りました。場

合ビラしても他にも新しいやうな場所が見つからぬんで、やむをえなく再加入ヒ"うにて"ござります。

11番

この子便さから派生するところの色々な問題が参るうれます。例えば1日1回なレーフ回しか運べないという場合のものはね返りきり、これは"きみ"需要者であるところの住民負担にかかる誤でござります。こうなると今後需要者の負担がで可ね、"きみ"何倍かにはねかさで1よう。キラリット対策については、どう参えておられますか。と同時に業者との了解は十分とりつけたありますかどうか、これについて市長にお伺いします。

市長

これからつきましては、どうせ市としても近いうちに焼却炉をつくり出さればならぬと、それに付する敷地購入費或いは焼却炉を設置する費用、あらゆる費用を計算いたしまして、又現在の北谷がやつてあるところに一部再加入した場合の費用等、試算いたしました場合に加入了の方が安くありますと、市民の負担をかけないと、キア現在の業者に対しましても、勿論距離も遠くなしとの間、ガソリンの消耗もあると思つております

ども、それに付しましては、各部落に補助金を流して業者の今までのマイナス面をおさなっていいきたいと、特に補助金を流しても市単独でつくらよりは、安くなるとこう考え方から試算してあります。

11番

あつしやまとは、今の需要者であるとこの市民が負担していい分については、しわ寄せはさせないといこううな考え方ですね。それからもう1点、基本的な問題、宜野湾市はずっと以前から健康都市を宣言してあります。健康都市の中では、市の健康都市環境衛生面、或いは厚生設備等が完備されればはじめて私は健康都市の目的が達成されると思つてます。しかししながら宜野湾市の実態を見た場合に健康都市とはこうとの全く市内にそういう環境衛生の施設もできぬ、つくれぬ」ということはことにならないとですね。これは全く健康都市の看板が泣きますよ。それはやめてやれですね。合併も間近かに迫つてあります。これは一つの合併の大きな事項として、合併の条件として私は三市村の中にですよ。このようないわゆる土地をつかせないといこうとは、どうしても参るわけね。もしろ有能な市長であれば、私はその合併と関連させて、

この三市村の区域、拡域地域の中には
で可ね。私は焼却炉を設置する位の
場所はで可ね。十分可能であるといふが、
うに見てあり不可か、なぜあとい、2ヶ月
でも吉友君の方々に公害を与えては
当初話し合いた通り十分管理可
れは文句はないといふうに言つてあり
可。その責任をおこだらざりで可ね。
十分やると可るならばで可ね。おのづか
ら私は、三市村の合併の中でで可ね。
打開でさるんじやないかといふうに
考えますか。やうなつた間もで可ね。考え
合わしたことがあるかどうか、或いはア
リよ、こちらに歸入されると二つの両中
城の住民といふ立場も十分考慮して見
たことがあるかどうか。直野湾市民の
不便さだけいやなくレア、ハキス、直野
湾市民がテラいう既成事実をつくつた場合
にア可ね。両村民に対するア不便
を予見ケリやならんといふようにはヒトを
十分考慮合わせた場合にはア可ね。
あとしばらく待つてアア、合併事項
のアアこの問題が打開でさるようア
で可ね。方法は見出せないかどうか
テの辺についてお答を頼ります。

市長

お答えアレモ可。おつしやる通り
一、即、事務組合といふことは、合併したから